

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和44年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	大津市	職員数（H23. 4. 1現在）	59
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 （年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	187（20年度）	財政力指数	0.882（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	86.7（20年度）	実質公債費比率（%）	13.6（21年度）
		将来負担比率（%）	119.9（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月20日 合併前市町村：大津市、志賀町〕旧志賀町の編入合併により、スケールメリットを働かせた施設の維持管理が行えるため、両市町で正規職員61人を56人に減らした。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下水道事業経営健全化計画（延長）
計画期間	平成19年度～平成27年度
計画策定責任者	大津市長 目井 信 越 直美
既存計画との関係	（新）大津市行政改革プラン（H22-24）、大津市下水道事業経営計画（H21-24）
公表の方法等	大津市企業局ホームページによる公表
基本方針	下水道には、生活環境の改善（汚水の排除）、浸水の防除（雨水の排除）、公共用水域の水質の保全という基本的な役割に加え、持続可能な循環型社会の構築に向けて下水道の有効活用が期待されている。これらを踏まえ、適正かつ効率的な施設の維持管理及び改築更新、さらなる経営効率化及び健全化を最重要課題とする。また、積極的に企業局のホームページや企業局の広報紙「パイプライン」を活用した市民啓発に取り組んでいく。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				0.0
	補償金免除額				0.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		71,392.1		71,392.1
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0.0

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 繰上 償還 の うち 再掲 (再掲) の 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業		71,392.1		71,392.1
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)		0.0	71,392.1	0.0	71,392.1
※ 繰上 償還 の うち 再掲 (再掲) の 区分			0.0		0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	71,392.1	0.0	71,392.1

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 繰上 償還 の うち 再掲 (再掲) の 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市は、南北に45.6km、東西に20.6kmと大変細長い地形となっている。市街地はこの地形に沿って、市北部、市中央部、市東部、市南部に形成されている。</p> <p>総務省「平成21年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」による同類型であるAB1グループの中で比較すると、汚水処理原価（維持管理費・資本費）が同類型都市平均値153.99円/m<sup>3</sup>に対して169.08円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価（資本費のみ）が同類型都市平均値89.47円/m<sup>3</sup>に対して102.98円/m<sup>3</sup>となっているように、本市は汚水処理のために、平均以上に下水道施設を要するということであり、経営効率の比較的悪い地域であることが反映された数値となっている。</p> <p>したがって、過去の建設投資に要した多額の資本費が本市の下水道経営を圧迫している現状にある。</p>
経 営 課 題	<p><b>課 題 ① 資本費負担の軽減化</b></p> <p>企業債償還残高が平成22年度末で721億円、元利償還額が70億円で収益的支出と資本的支出の合計額177億円の約40%を占めており、弾力的な財政運営を阻む要因となっており、借り換え制度などを十分に活用しながら資本費負担の軽減に努めるとともに、今後の企業債発行を抑制していかなければならない。</p> <p>なお、全国比較してみても総務省「平成21年度下水道事業比較経営指標・下水道使用料の概要」によると、処理区域内人口1人あたりの汚水資本費の同類型都市平均値9,740円/人に対して、11,639円/人となっている。</p> <p><b>課 題 ② 下水道使用料水準の適正化</b></p> <p>本市の現経営計画（H21～24）において、使用料対象経費は汚水維持管理費全部と汚水資本費60%としており、最終的には「雨水公費・汚水私費」の原則により汚水資本費100%を目指している。但し、急激な市民負担増とならないように、段階的に汚水資本費への算入率を高めていかなければならないと考えている。</p> <p>なお、全国比較してみても総務省「平成21年度下水道事業比較経営指標・下水道使用料の概要」によると、法適用事業（公共174事業）の中で比較すると、5割の事業者は算入率60%以上であり、約3割の事業者は算入率80%以上となっている。</p> <p><b>課 題 ③ 一般会計負担（汚水資本費への繰入金）の軽減化</b></p> <p>平成22年度決算では一般会計繰入金43億円のうち22億円が汚水資本費に対するものである。これは分流式下水道等に要する経費であり、下水道財政の原則である「雨水公費・汚水私費」を考えると、最終的には0にしなければならないが、下水道使用料値上げと直接関連するので、市民負担の急増を避けるため段階的に実施していかなければならない。</p> <p>これは平成22年度の本市一般会計決算によると、一般財源768億円のうち当該繰入金43億円が占める割合は6%と高い割合となっており、他の一般行政施策の事業執行（予算化）などが制限を受けている状況である。</p> <p><b>課 題 ④ 下水道施設の効率的管理による維持管理費の節減</b></p> <p>本市の下水道事業は昭和44年供用開始で、下水道施設の維持管理費については、管渠延長は平成22年度末1,446km、単独公共終末処理場1箇所、中継ポンプ場（建屋分）10箇所などを有していることや、汚水処理を一部流域下水道で行っているため、県へ流域下水道維持管理負担金を負担しているが、地形的に経営効率が比較的悪い地域であるため、施設を多く要し維持管理費が平成22年度決算で32億円と多額になっており、施設の維持管理にあたっては、更なる民間委託の推進等によって維持管理費の軽減を図っていかなければならない。</p>

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
	<p>課 題 ⑤ 資本投下の抑制を基本とした効率的投資</p> <p>本市では、積極的な下水道施設の整備により、処理区域内における普及率は平成22年度末で96.7%となった。今後は点在する未整備地の解消、雨水渠整備による浸水対策や地震対策などの安全対策、合流式下水道の改善や雨水貯留浸透による水環境の保全などが課題となってきている。しかし、資本費が多額になってきている中で、課題解決に向けて費用対効果を精査しながら効率的な投資に努めていかなければならない。</p> <p>なお、全国比較してみても総務省「平成21年度下水道事業比較経営指標・下水道使用料の概要」によると、処理区域内人口1人あたりの汚水資本費の同類型都市平均値9,740円/人に対して、11,639円/人となっている。</p>
	<p>課 題 ⑥ お客様満足度の向上</p> <p>お客様への最大のサービスである低料金水準を維持し、満足いただけるサービスの提供、情報の発信に努めること。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

フォローアップ用

(1) 収益的収支、資本的収支

変更後は上段( )書き (単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 入 的 益	1. 営業収益 (A)						7,252	( 7,204 )	( 7,251 )	( 7,092 )	( 7,172 )	( 7,200 )
	(1) 料金収入						6,890	( 6,817 )	( 6,789 )	( 6,660 )	( 6,629 )	( 6,598 )
	(2) 受託工事収益 (B)							( )	( )	( )	( )	( )
	(3) その他						362	( 387 )	( 462 )	( 432 )	( 543 )	( 602 )
	うち、雨水処理負担分						361	( 387 )	( 462 )	( 432 )	( 543 )	( 602 )
	2. 営業外収益						2,917	( 2,863 )	( 3,327 )	( 2,896 )	( 2,666 )	( 2,591 )
	(1) 補助金						76	( 119 )	( 340 )	( 294 )	( 82 )	( 98 )
	他会計補助金						67	( 81 )	( 202 )	( 193 )	( 3 )	( 3 )
	その他補助金						9	( 38 )	( 138 )	( 101 )	( 79 )	( 95 )
	(2) その他						2,841	( 2,744 )	( 2,987 )	( 2,602 )	( 2,584 )	( 2,493 )
収入計 (C)						10,169	( 10,067 )	( 10,578 )	( 9,988 )	( 9,838 )	( 9,791 )	
収 入 的 支 出	1. 営業費用						7,376	( 7,112 )	( 8,378 )	( 7,605 )	( 7,540 )	( 7,551 )
	(1) 職員給与費						344	( 351 )	( 368 )	( 435 )	( 435 )	( 444 )
	基本給						139	( 164 )	( 145 )	( 175 )	( 175 )	( 175 )
	退職手当						39	( 35 )	( 36 )	( 36 )	( 36 )	( 45 )
	その他						166	( 49 )	( 47 )	( 47 )	( 47 )	( 56 )
	(2) 経費						2,916	( 2,825 )	( 3,952 )	( 3,153 )	( 2,905 )	( 2,915 )
	動力費						106	( 151 )	( 131 )	( 131 )	( 143 )	( 144 )
	修繕費						158	( 137 )	( 154 )	( 146 )	( 137 )	( 138 )
	材料費						6	( 181 )	( 172 )	( 278 )	( 146 )	( 211 )
	その他						2,646	( 187 )	( 210 )	( 199 )	( 187 )	( 188 )
(3) 減価償却費						4,116	( 7 )	( 6 )	( 6 )	( 6 )	( 6 )	
2. 営業外費用						1,846	( 9 )	( 10 )	( 10 )	( 9 )	( 9 )	
(1) 支払利息						1,830	( 2,486 )	( 3,643 )	( 2,738 )	( 2,610 )	( 2,554 )	
うち雨水・污水公費分						1,830	( 2,931 )	( 3,290 )	( 3,119 )	( 2,921 )	( 2,943 )	
うち汚水分						1,691	( 3,936 )	( 4,058 )	( 4,017 )	( 4,200 )	( 4,192 )	
うち一時借入金利息							( 4,044 )	( 3,950 )	( 3,971 )	( 4,204 )	( 4,216 )	
(2) その他						16	( 1,757 )	( 1,683 )	( 1,698 )	( 1,629 )	( 1,561 )	
支出計 (D)						9,222	( 1,797 )	( 1,679 )	( 1,671 )	( 1,635 )	( 1,586 )	
経常損益 (C)-(D) (E)						947	( 1,740 )	( 1,683 )	( 1,698 )	( 1,625 )	( 1,560 )	
特別利益 (F)						531	( 1,795 )	( 1,679 )	( 1,671 )	( 1,635 )	( 1,586 )	
特別損失 (G)						5	( 1,740 )	( 1,683 )	( 1,698 )	( 1,625 )	( 1,560 )	
特別損益 (F)-(G) (H)						526	( 1,795 )	( 1,678 )	( 1,670 )	( 1,634 )	( 1,585 )	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)						1,473	( 1,587 )	( 1,491 )	( 1,496 )	( 1,387 )	( 1,316 )	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)						1,475	( 1,636 )	( 1,530 )	( 1,527 )	( 1,496 )	( 1,452 )	

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
流 動	資 産 (J)					3,772	( 5,834 ) 2,346	( 5,196 ) 4,563	( 7,093 ) 3,417	( 6,820 ) 3,099	( 8,053 ) 2,930
	うち未収金					1,879	( 629 ) 851	( 771 ) 3,614	( 664 ) 2,347	( 661 ) 1,630	( 658 ) 1,434
流 動	負 債 (K)					2,165	( 2,698 ) 1,360	( 995 ) 3,578	( 2,985 ) 2,601	( 1,941 ) 1,948	( 2,329 ) 1,406
	うち一時借入金						( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
	うち未払金					2,144	( 2,600 ) 1,360	( 977 ) 3,578	( 2,967 ) 2,601	( 1,923 ) 1,948	( 2,311 ) 1,406
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						-	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)						-	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)						7,252	( 7,204 ) 7,192	( 7,251 ) 7,170	( 7,092 ) 7,160	( 7,172 ) 7,268	( 7,200 ) 7,234
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)							( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)						-	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)						-	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)						6,899	( 7,252 ) 7,252	( 7,204 ) 7,192	( 7,251 ) 7,170	( 7,092 ) 7,160	( 7,172 ) 7,268
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)						-	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債				1,449	( 1,601 ) 2,159	( 2,798 ) 3,740	( 2,589 ) 2,853	( 1,778 ) 2,401	( 2,272 ) 1,504
		資本費平準化債					( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		2. 他 会 計 出 資 金				630	( 557 ) 570	( 584 ) 575	( 299 ) 730	( 280 ) 550	( 284 ) 498
		3. 他 会 計 補 助 金				345	( 223 ) 239	( 21 ) 149	( 581 ) 59	( 3 ) 3	( 4 ) 4
		4. 他 会 計 負 担 金				67	( 77 ) 77	( 89 ) 89	( 100 ) 84	( 54 ) 54	( 80 ) 80
		5. 他 会 計 借 入 金					( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				1,270	( 1,464 ) 1,664	( 2,168 ) 3,048	( 2,134 ) 1,783	( 876 ) 1,068	( 1,135 ) 876
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					( 5 ) 13	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		8. 工 事 負 担 金				20	( 33 ) 50	( 15 ) 27	( 39 ) 39	( 11 ) 11	( 8 ) 8
		9. そ の 他				31	( 20 ) 19	( 14 ) 14	( 52 ) 12	( 23 ) 10	( 23 ) 12
計 (A)					3,812	( 4,791 ) 4,791	( 7,642 ) 7,642	( 5,521 ) 5,521	( 4,029 ) 4,029	( 2,890 ) 2,890	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
純 計 (A)-(B) (C)					3,812	( 3,980 ) 4,791	( 5,689 ) 7,642	( 5,794 ) 5,521	( 3,025 ) 4,029	( 3,806 ) 2,890	
支 出	支 出	1. 建 設 改 良 費				3,069	( 3,408 ) 4,122	( 5,092 ) 7,117	( 5,033 ) 5,099	( 2,946 ) 3,751	( 3,721 ) 2,608
		うち職員給与費				188	( 183 ) 190	( 190 ) 229	( 199 ) 229	( 199 ) 211	( 208 ) 211
		2. 企 業 債 償 還 金				5,159	( 5,162 ) 5,162	( 4,925 ) 4,925	( 5,930 ) 4,771	( 4,557 ) 4,648	( 4,436 ) 4,529
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		5. そ の 他					( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
計 (D)					8,228	( 8,570 ) 9,284	( 10,017 ) 12,042	( 10,963 ) 9,870	( 7,503 ) 8,399	( 8,157 ) 7,137	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					4,416	( 4,590 ) 4,493	( 4,328 ) 4,400	( 5,169 ) 4,349	( 4,478 ) 4,370	( 4,351 ) 4,247	

変更後は上段( )書き (単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金					4,162	( 3,240 ) 3,000	( 2,185 ) 3,538	( 4,561 ) 3,961	( 3,719 ) 4,023	( 3,584 ) 3,801
	2. 利益剰余金処分量					194	( 1,281 ) 1,281	( 2,024 ) 540	( 517 ) 161	( 675 ) 184	( 659 ) 337
	3. 繰越工事資金						( )	( )	( )	( )	( )
	4. その他					60	( 69 ) 212	( 119 ) 322	( 91 ) 227	( 84 ) 163	( 108 ) 109
	計 (F)					4,416	( 4,590 ) 4,493	( 4,328 ) 4,400	( 5,169 ) 4,349	( 4,478 ) 4,370	( 4,351 ) 4,247
補填てん財源不足額 (E)-(F)							( )	( )	( )	( )	( )
他会計借入金現在高 (G)							( )	( )	( )	( )	( )
企業債現在高 (H)						72,115	( 68,554 ) 69,112	( 66,427 ) 67,927	( 63,086 ) 66,009	( 60,307 ) 63,762	( 58,143 ) 60,737

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分						3,232	( 3,167 ) 3,053	( 3,610 ) 3,094	( 3,182 ) 3,104	( 3,080 ) 3,009	( 3,049 ) 2,997
	うち基準内繰入金					3,034	( 2,965 ) 2,839	( 3,289 ) 2,907	( 2,880 ) 2,668	( 2,964 ) 2,822	( 2,933 ) 2,811
	うち基準外繰入金					198	( 202 ) 214	( 321 ) 187	( 302 ) 436	( 116 ) 187	( 116 ) 186
資 本 的 収 支 分						1,042	( 857 ) 886	( 694 ) 812	( 980 ) 873	( 337 ) 550	( 368 ) 498
	うち基準内繰入金					307	( 299 ) 301	( 273 ) 273	( 299 ) 280	( 280 ) 280	( 284 ) 283
	うち基準外繰入金					735	( 558 ) 585	( 421 ) 539	( 681 ) 593	( 57 ) 270	( 84 ) 215
合 計						4,274	( 4,024 ) 3,939	( 4,304 ) 3,906	( 4,162 ) 3,977	( 3,417 ) 3,559	( 3,417 ) 3,495

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

フォローアップ用

(単位:百万円,%)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	10,424	10,349	10,109	10,760						
	(1) 営 業 収 益 (B)	6,791	6,967	6,674	7,491						
	ア 料 金 収 入	6,416	6,419	6,293	7,022						
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	375	548	381	469						
	うち、雨水処理負担分	358	321	354	436						
	(2) 営 業 外 収 益	3,633	3,382	3,435	3,269						
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,451	3,343	3,179	3,243						
	イ そ の 他	182	39	256	26						
	2 総 費 用 (D)	6,626	6,485	6,093	5,002						
	(1) 営 業 費 用	3,683	3,690	3,683	2,887						
	ア 職 員 給 与 費	256	263	277	246						
	うち退職手当										
	イ そ の 他	3,427	3,427	3,406	2,641						
	(2) 営 業 外 費 用	2,943	2,795	2,410	2,115						
	ア 支 払 利 息	2,943	2,795	2,410	2,115						
	うち雨水・污水公費分	2,943	2,792	2,408	2,112						
	うち汚水分	2,841	2,688	2,299	1,993						
	うち一時借入金利息		3	2	3						
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,798	3,864	4,016	5,758							
1 資 本 的 収 入 (F)	3,177	6,971	10,018	7,738							
(1) 地 方 債	1,806	5,109	8,168	5,924							
資本費平準化債	350	220									
(2) 他 会 計 補 助 金	811	801	776	696							
(3) 他 会 計 借 入 金											
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			3								
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	470	932	1,031	1,062							
(6) 工 事 負 担 金	90	129	40	56							
(7) そ の 他											
2 資 本 的 支 出 (G)	7,050	11,035	14,251	12,641							
(1) 建 設 改 良 費	2,159	2,955	2,830	2,734							
うち職員給与費	249	249	226	224							
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,891	8,080	11,421	9,907							
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-3,873	-4,064	-4,233	-4,903							
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-75	-200	-217	855							



(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)					
積 立 金 (K)	400	4	2							
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	527	241	160	66						
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		87	105							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	153	54	66	921						
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	3	15	12							
実 質 収 支	150	39	54	921						
(N)-(O)										
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	91	71	58	72						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	—	—	—	—						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	6,791	6,967	6,674	7,491						
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	6,791	6,967	6,674	6,899						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	85,607	82,740	79,717	75,735						

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 益 的 収 支 分	3,451	3,665	3,534	3,690						
うち 基 準 内 繰 入 金	3,218	3,471	3,268	3,425						
うち 基 準 外 繰 入 金	233	194	266	265						
資 本 的 収 支 分	811	801	776	696						
うち 基 準 内 繰 入 金	528	479	437	390						
うち 基 準 外 繰 入 金	283	322	339	306						
合 計	4,262	4,466	4,310	4,386						

## (3) 経営指標等

フォローアップ用

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	—	—	—	—	—	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
料金回収率※ (%)	88.2	94.1	93.7	111.2	113.8	( 117.8 )	( 101.9 )	( 106 )	( 110.3 )	( 109.9 )
資本費 (円又は%)	182.3	184.8	187.2	181.7	169.7	( 167.1 )	( 160.3 )	( 189.5 )	( 148.4 )	( 142.7 )
総収支比率(法適用) (%)	—	—	—	—	116.0	( 122.8 )	( 105.1 )	( 107.2 )	( 107.2 )	( 107.3 )
経常収支比率(法適用) (%)	—	—	—	—	110.3	( 113.5 )	( 105.1 )	( 107.4 )	( 107.3 )	( 107.5 )
営業収支比率(法適用) (%)	—	—	—	—	98.3	( 101.3 )	( 86.5 )	( 93.3 )	( 95.1 )	( 95.4 )
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	—	—	—	—	—	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	90.5	71.1	57.7	72.2	—	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
繰入金比率	収益的収入分 (%)	33.1	35.4	35.0	34.3	31.8	( 31.5 )	( 34.1 )	( 31.9 )	( 31.3 )
	うち基準内繰入金 (%)	30.9	33.5	32.3	31.8	29.8	( 29.5 )	( 31.1 )	( 28.8 )	( 30.1 )
	うち基準外繰入金 (%)	2.2	1.9	2.6	2.5	1.9	( 2.0 )	( 3.0 )	( 3.0 )	( 1.2 )
	資本的収入分 (%)	25.5	11.5	7.7	9.0	27.3	( 21.5 )	( 12.2 )	( 16.9 )	( 11.1 )
	うち基準内繰入金 (%)	16.6	6.9	4.4	5.0	8.1	( 7.5 )	( 4.8 )	( 5.2 )	( 9.3 )
	うち基準外繰入金 (%)	8.9	4.6	3.4	4.0	19.3	( 14.0 )	( 7.4 )	( 11.8 )	( 1.9 )

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
  - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
    - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
      - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
      - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
      - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
      - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
        - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
        - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
    - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
      - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
      - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
  - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
  - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	下水道使用料収入の算定根拠となる有収水量の見込みについては、節水機器の普及や節水意識の向上により伸びが見込みにくいこと、平成24年度以降の見込みは、平成23年度の△0.5%の伸びとした。
2 他会計繰入金の見込み	汚水資本費に対する繰入金は分流式下水道等に要する経費として、下水道財政の原則である「雨水公費・汚水私費」から、最終的には0にしなければならないと考えているが、下水道使用料の値上げと直接関連するので、市民負担の急増を避けるため段階的に実施していかなければならない。また、平成21年度から汚水資本費への割合を45%から40%に、平成25年度からは35%へ改めることを前提とした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、合流式下水道改善事業を総事業費103億円をかけてH19からH25まで実施する。遮集流下型貯留管の整備（膳所工区：H19～21、大津工区：H20～24）、合流改善雨水ポンプ場、高速凝縮沈殿設備を設置していく。資産売却については、H17.6に取得した管路用地約4,600㎡を売却予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	⑥	<p>(新)大津市行政改革プラン(H22-24)、下水道経営健全化計画(H19-23)に基づき、職員定数の適正化に努めている。また、平成22年度には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、平成17年4月1日現在の職員数を基準として、平成23年4月1日現在で、5.7%の削減に取り組むよう求められる中、企業局では正規職員30人(全体職員構成比からの削減率:9.8%)の削減を行った。平成23年度以降は、新たな定員適正化計画(H23年度策定)に基づき、職員定数の適正化に努めていく。</p> <p>正規職員(見込) H23:53人、H24:53人、H25:55人、H26:56人、H27:56人 ※H22:53人</p>
○ 給与のあり方	⑥	<p>給料については、平成18年度において、国の給与制度構造改革に準じて改正するとともに、より職務・職責に見合った制度となるよう市独自の改革(1職2級制から1職1級制へ)を行った。また、現給保障の制度は維持しつつも、平成22年度より管理職の本給をその職位に応じて独自カットを実施し、給与の削減を行っている。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	⑥	<p>・通勤、住居手当については、地域の実情を反映する観点から県人事委員会の勧告に基づくこととしており、平成21年度に住居手当を4,500円から2,200円とした。今後も県人事委員会の勧告を見極めて検討していく。</p> <p>・地域手当については、平成23年4月をもって国の水準に到達した。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	⑥	<p>国の支給基準とは合致していない給与体系であり、今後も引き続き県や近隣市の動向を注視し、民間事業の従事者との均衡に留意しながら、適正な給与制度構築に向けて見直しを進める。</p> <p>(行政職給料表1級から4級までを合成した独自の給料表(2級制)を使用している)</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	⑥	<p>退職時、特別昇給制度については、既に廃止済であり、最高支給率、支給率は国家公務員退職手当法に準拠している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	⑥	<p>平成18年度においては市負担金と会費からなる相互負担事業の会費単独事業への移行を進め、平成19年度では各種給付金(いずれも会費事業)を見直したところである。平成20年度以降も毎年事業概要を見直し、各種給付事業の金額削減や廃止に努めており、平成22年度には、職員にとって幅広い選択しを提供するため、事業の外部委託やカフェテリアプランの導入を図るとともに市負担金の削減を図り、社会情勢に合った互助会制度の運用を進めている。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<p>・水道・ガス・下水道の3事業経営のスケールメリットを活かし、工事発注や物品購入等を共同で行っている。また、事務系職員を3事業に共通する事務職に配置することにより、経費の抑制に努めている。</p> <p>・汚泥焼却施設の運転管理費について、平成24年度より現在の焼却施設を廃止し、その代わりに流域下水道管理者(県)と共同で流域汚泥処理事業を行うことで経費の縮減に努める。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<p>処理場及びポンプ場において、平成19年度より包括的民間委託を実施しており、平成22年度には委託内容の見直しで更なる経費の縮減につなげた。今後においても、引き続き経費の縮減につなげるよう努める。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

フォローアップ用

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②、③	下水道財政の原則である「雨水公費・汚水私費」をもとに、使用料回収率100%を将来的な基準として、それに向けて、段階的に使用料基準の適正化を図っていく。当面の措置として汚水資本費に対する使用料回収率を平成25年度から60%→65%にすべく適正な料金水準を考えていく。 売却可能資産の処分については、管路用地(約4,600㎡)が遊休状態となっており、資産売却を図る。売却見込額50百万円。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	⑥	平成21年度に策定した大津市下水道事業経営計画(平成21年度～24年度)をはじめ、予算・決算などの財務状況や経営健全化計画についても随時「企業局ホームページ」で公開している。また、企業局広報紙「パイプライン」を年4回各戸配布し、情報の発信に努めている。議会へは、予算説明時に併せて趣旨説明している。
○ 行政評価の導入	①、③、⑤	平成21年度の中核市移行に併せて包括外部監査制度の導入が義務付けられ、包括外部監査による意見に基づき、業務の改善に努めている。また、平成22年度からは「施策評価」を試行的に導入し、行政評価システムの構築を目指している。平成23年度には新たに外部有識者で構成する「企業局経営懇話会」を設置し、経営状況について意見聴取することとしている。
4 その他	①、④、⑤	汚泥焼却施設の運転管理費について、平成24年度より現在の焼却施設を廃止し、その代わりに流域下水道管理者(県)と共同で流域汚泥処理事業を行うことで経費の縮減が図れる。縮減見込:汚泥焼却施設運転管理費273百万円(H21)→汚泥焼却施設運転管理費負担金260百万円(H24～)。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

フォローアップ用

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>汚泥焼却施設の運転管理費について、平成24年度より現在の焼却施設を廃止し、その代わりに流域下水道管理者（県）と共同で流域汚泥処理事業を行うことで経費の縮減が図れる。改善効果額については、平成22年度を基準とすると、平成24年度から毎年13百万円を見込んでいる。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準外繰出金は、収支不足による赤字補填的なものではなく、政策的経費や法非適と法適用による資本費の算定の違いによる償還元金への繰入れに関するものである。政策的経費に対する繰入れについては、本来一般会計で実施すべき経費を下水道事業が負担しているための繰り入れなので、継続が廃止か、継続ならばより適正な方法について一般部局、関係機関との協議を重ねていく。また、償還金に対する繰入れについては、資金収支を勘案するとともに、汚水資本費に対する繰入れを見直す中で検討していく。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2 年度別目標等  
 (4) 下水道事業【延長計画策定団体】

フォローアップ用  
 変更後は上段( )書き

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	316,071	319,666	322,202	325,726	327,433	( 329,369 )	( 329,369 )	( 334,634 )	( 336,634 )	( 338,634 )	( 340,634 )	( 340,634 )
		A 増減		3,595	2,538	3,524	1,707	( 1,936 )	( 1,936 )	( 2,000 )	( 2,000 )	( 2,000 )	( 2,000 )	( 2,000 )
		水洗便所設置済人口(人)	306,372	310,325	312,888	316,010	317,512	( 319,743 )	( 319,743 )	( 325,008 )	( 327,208 )	( 329,152 )	( 331,096 )	( 331,096 )
		B 増減		3,953	2,563	3,122	1,602	( 2,231 )	( 2,231 )	( 2,274 )	( 2,200 )	( 1,944 )	( 1,944 )	( 1,944 )
	C 増減		0.2	0	-0.1	0	( 0.1 )	( 0.1 )	( 0 )	( 0.1 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
	有収水量(m <sup>3</sup> )	36,555,895	36,886,465	36,719,115	36,712,941	37,146,261	( 36,849,775 )	( 36,849,775 )	( 36,837,811 )	( 36,016,000 )	( 36,654,538 )	( 35,915,000 )	( 35,810,000 )	
	D 増減		330,570	-167,350	-6,174	433,320	( -298,486 )	( -298,486 )	( -124,261 )	( -184,189 )	( -183,273 )	( -182,361 )	( -181,454 )	( -138,261 )
	E 増減		176	174	171	191	186	( 185 )	( 184 )	( 184 )	( 185 )	( 185 )	( 185 )	( 185 )
	F 増減		0	0	0	12.7	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	G 増減		98.0	98.3	98.6	98.8	92.8	( 92.8 )	( 93.0 )	( 85.0 )	( 92.8 )	( 93.0 )	( 93.0 )	( 93.0 )
H 増減			0.3	0.3	0.2	-6.0	( 0 )	( 0.2 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0.2 )	
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	11,517,328	11,262,566	11,329,194	11,048,154	9,220,127	( 8,868,764 )	( 8,868,764 )	( 10,061,000 )	( 9,021,000 )	( 8,886,000 )	( 8,829,000 )	( 8,829,000 )
		I 増減		-254,762	66,628	-281,040	-1,828,027	( -351,363 )	( -351,363 )	( 1,192,238 )	( -1,040,000 )	( -135,000 )	( -57,000 )	( -57,000 )
	J 増減		36	35	34	28	( 27 )	( 27 )	( 30 )	( 27 )	( 26 )	( 26 )	( 26 )	
	K 増減		-1	0	-1	-6	( -1 )	( -1 )	( 3 )	( -3 )	( -1 )	( 0 )	( -2 )	
	L 増減		199	185	183	172	163	( 157 )	( 177 )	( 181 )	( 178 )	( 179 )	( 181 )	
	M 増減		89	87	87	66	78	( 77 )	( 95 )	( 114 )	( 97 )	( 90 )	( 90 )	
	N 増減		-2	0	-21	12	17	( -1 )	( 17 )	( 12 )	( -5 )	( -5 )	( 1 )	
	O 増減		0	0	0	0	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
	P 増減		0	0	0	0	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
	⑥	使用料 回収率(%) $(E/K \times 100)$	88.2	94.1	93.7	111.2	113.8	( 117.8 )	( 103.7 )	( 101.9 )	( 106 )	( 110.3 )	( 109.9 )	( 109.9 )
累積欠損金比率(%)		0	0	0	0	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
企業債現在高(百万円)		83,672	80,891	78,793	76,890	75,543	( 75,543 )	( 75,543 )	( 66,427 )	( 63,088 )	( 60,307 )	( 58,143 )	( 58,143 )	

